

# 総務文教常任委員会

R 1. 1 1. 2 7 (水)

午前10時00分～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

- 会計年度任用職員制度について（市長公室）

### (2) 今後の委員会の進め方について

## 3 その他

- (1) 次回の日程について

# 会計年度任用職員制度について

## 1 法改正内容等

◎ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)

公布日:平成29年5月17日 施行日:令和2年4月1日

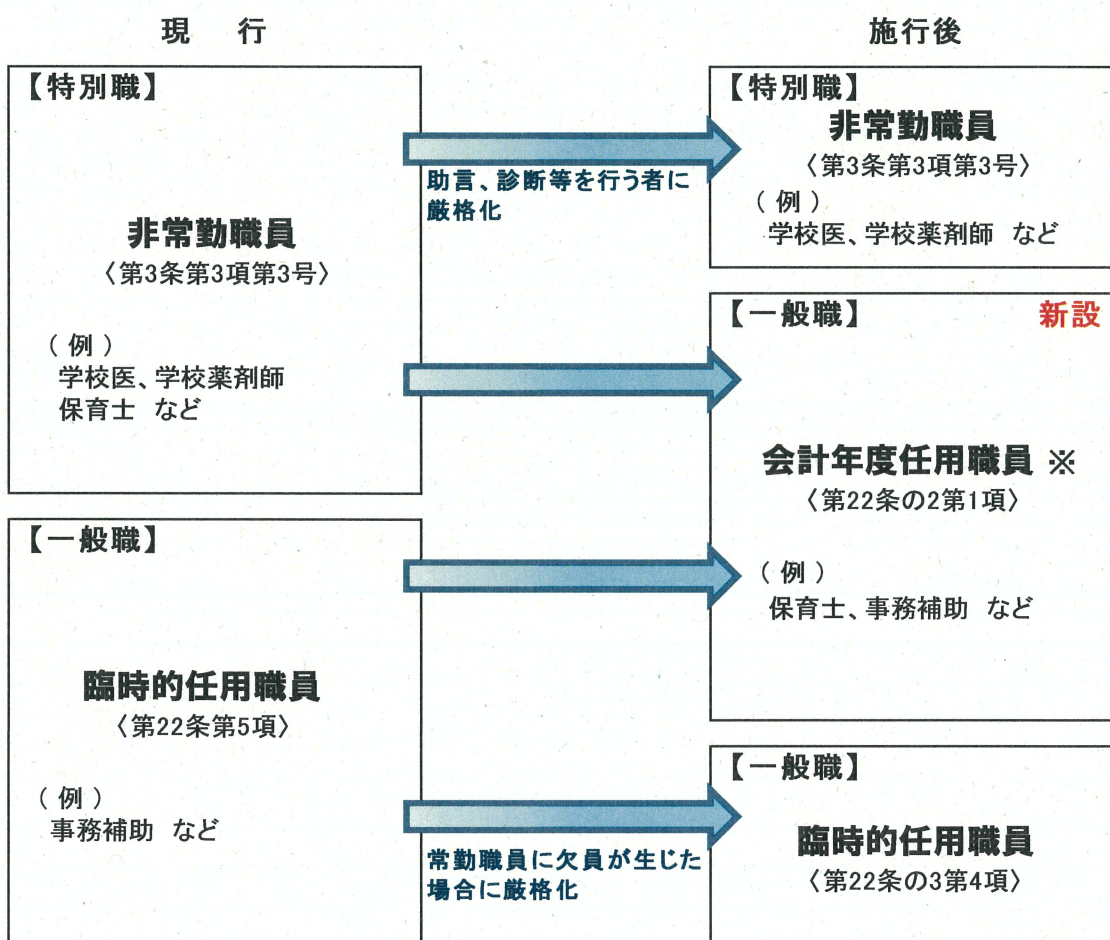
### (1) 地方公務員法の改正内容

- ① 特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、診断等を行う者」に厳格化。
- ② 一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の規定を整備。
- ③ 臨時的任用の対象を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化。

### (2) 地方自治法の改正内容

- ① 会計年度任用職員について、期末手当の支給に関する規定を整備。

## 2 地方公務員法改正に伴う制度移行のイメージ



※ 会計年度任用職員は、勤務時間に応じて次のとおり区分される。

### (1) フルタイム会計年度任用職員

常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの。(週 38 時間 45 分)

### (2) パートタイム会計年度任用職員

常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と比べて短い時間であるもの。

(週 36 時間 15 分を上限)



### 3 12月議会提案条例

#### (1) 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

##### 会計年度任用職員の給与

任用形態	支給区分	手当の種類			
フルタイム会計年度任用職員	給料 ※1	期末手当 ※2	通勤手当	地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当	退職手当(6月を超える勤務の場合)
パートタイム会計年度任用職員	報酬 ※1		通勤費用に係る費用弁償	上記手当の相当額を報酬に加算して支給	—

※1 亀岡市一般職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表と同じ給料表を適用。

※2 6月以上の任用で一定の勤務時間以上の勤務がある場合に基準月額の間2.6月分を支給。

・ 条例(案)見出し一覧表 … 別紙のとおり

#### (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- ① 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ② 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- ③ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ④ 職員の育児休業等に関する条例
- ⑤ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ⑥ 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ⑦ 職員の退職手当に関する条例
- ⑧ 亀岡市政治倫理条例



	条	条例(案)見出し
	第1条	趣旨
	第2条	会計年度任用職員の給与
フル タ イ ム	第3条	フルタイム会計年度任用職員の給料
	第4条	〃 職務の級
	第5条	〃 号給
	第6条	〃 給料の支給
	第7条	〃 地域手当
	第8条	〃 通勤手当
	第9条	〃 時間外勤務手当
	第10条	〃 休日勤務手当
	第11条	〃 夜間勤務手当
	第12条	〃 宿日直手当
	第13条	〃 給料の端数処理
	第14条	〃 期末手当
	第15条	〃 特殊勤務手当
	第16条	〃 勤務1時間当たりの給与額
	第17条	〃 給料の減額
パ ー ト タ イ ム	第18条	パートタイム会計年度任用職員の報酬
	第19条	〃 特殊勤務に係る報酬
	第20条	〃 時間外勤務に係る報酬
	第21条	〃 休日勤務に係る報酬
	第22条	〃 夜間勤務に係る報酬
	第23条	〃 報酬の端数処理
	第24条	〃 期末手当
	第25条	〃 報酬の支給
	第26条	〃 勤務1時間当たりの報酬額
	第27条	〃 報酬の減額
	第28条	会計年度任用職員の給与からの控除
	第29条	市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与
パ ー ト タ イ ム	第30条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償
	第31条	〃 公務のための旅行に係る費用弁償
	第32条	委任